| | | | |
|---|---|---|---|
| | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの |
| | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定で、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値とNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値 | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定で、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値とNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値 | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定で、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値とNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値 |
| | 一キロワット時当たり〇・〇三三グラム | 一キロワット時当たり〇・〇三グラム | 一キロワット時当たり〇・〇三グラム |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの | 粒子状物質のうちディーゼル黒煙 | | | | |
| | | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が十九キロワット以上三十七キロワット未満のもの | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が三十七キロワット以上五十六キロワット未満のもの | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が五十六キロワット以上七十五キロワット未満のもの | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が七十五キロワット以上百三十キロワット未満のもの | 軽油を燃料とする特定特殊自動車であって、定格出力が百三十キロワット以上五百六十キロワット未満のもの |
| | 八モードによる測定並びに暖機状態でのNRTCモードによる測定及び冷機状態でのNRTCモードによる測定で、暖機状態でのNRTCモードによる仕事量に〇・九を乗じた値とNRTCモードによる仕事量に〇・一を乗じた値との和で除した値 | 八モードによる測定 | 八モードによる測定 | 八モードによる測定 | 八モードによる測定 | 八モードによる測定 |
| | 一キロワット時当たり〇・〇三グラム | 二十五パーセント | 二十五パーセント | 二十五パーセント | 二十五パーセント | 二十五パーセント |

同表備考に次の二号を加える。

三　暖機状態でのNRTCモードによる測定とは、原動機が暖機状態となった後に、次の表の時間の欄に掲げる時間において、同表の回転数及びトルクの欄に掲げる回転数及びトルクで運転する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる自動車排出ガスの単位時間当たりの質量を、当該運転条件で運転する場合に発生した仕事率で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの自動車排出ガスの質量を測定する方法をいう。